

電動リフトチェンジャー交換	25,400	アシスト式は、55,000円増しとすること。
電動兼用型電動装置交換	165,000	アシスト式は、6,000円増しとすること。
手動兼用型ホイール交換	27,700	アシスト式は、21,900円増しとすること。
手動兼用型ホイール部品交換	3,900	アシスト式は、39,900円増しとすること。
手動兼用型右側駆動装置交換	118,600	密閉型は、2,000円増しとすること。
手動兼用型左側駆動装置交換	88,600	
手動兼用型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	21,500	
バッテリー (マイコン内蔵型ニッケル水素電池) 交換	31,000	
バッテリー (マイコン内蔵型ニッケル水素電池) 交換	45,000	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,400	
外部充電器交換	20,000	
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	
スワッシュホルター (杖たて) 交換	3,000	
転倒防止用装置交換	6,000	
クレーンセット (段差乗り越え補助装置) 交換	18,200	
フロントサフホイール (津・股補助装置) 交換	11,800	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養ポンク取り付け用ガードル架交換	9,000	
点滴ポール交換	9,000	
キヤスター (大) 交換	7,400	
キヤスター (小) 交換	3,700	
腰掛交換	4,850	
肘当交換	7,200	
ブレーキ交換	14,200	
グリッド交換	1,850	
塗装	8,500	
脇当交換	1,450	
凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,000	

本体修理 固定台 (テーム式又はテーム置き式) 交換 入力装置固定具交換 呼び給交換 呼び給分岐装置交換 接点式入力装置 (スイッチ) 交換 格電式入力装置 (スイッチ) 交換 筋電式入力装置 (スイッチ) 交換 光電式入力装置 (スイッチ) 交換 呼吸式 (吸気式) 入力装置 (スイッチ) 交換 圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	50,000 30,000 30,000 20,000 20,000 10,000 10,000 40,000 80,000 50,000 35,000 38,000	種々の操作で信号入力可能なタッチセンサーがあること。別途必要なたッチ式入力装置は10,000円、先端部は6,300円増しとすること。
---	--	--

(注) 1 価格は、原則として1枚 (個) 当たりとすること。
2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。
3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。

○厚生労働省告示第五四二一九号
障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。
平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第七十七条第一項第二号に規定する障害者又は障害児 (以下「障害者等」という。) の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであつて、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものである。

一 用具の要件

イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

ハ 用具の製作、改良又は開発に当たつて障害者に関する専門的な知識と技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及してゐないもの

ニ 用具の用途及び形状

イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであつて、実用性のあるもの

ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであつて、実用性のあるもの

ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ホ 排泄管理支援用具 ストーマ器具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であつて、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

○厚生労働省告示第五百三十号
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百五号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特別介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。)については、なお従前の例による。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。注1に規定する利用者者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。)を利用する者とする。)

二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額(その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

- イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数
- (1) (2)に掲げる者以外のもの
- (2) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する) 二六、八二〇単位
- ロ 一に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの
- 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数
- (1) (2)に掲げる者以外のもの
- (2) 介護保険給付対象者 二五、九七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く。) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
(2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)以下「区分省令」という)第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。に該当する者 二九、五九〇単位
(二) 区分五(区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者 二九、八五〇単位
(三) 区分四(区分省令第二条第四号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者 一九、〇二〇単位
(四) 区分三(区分省令第二条第三号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者 一五、二二〇単位

(3) (2) 介護給付費等単位数表の第5の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療養施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費(それぞれ通所による指定旧法施設支援(法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう)に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という)を算定される者(4)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 一六、四四〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一三、六八〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者 一〇、九一〇単位
- (四) 区分四に該当する者 一〇、七〇〇単位
- (五) 区分三に該当する者 八、二九〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費(以下「共同生活介護サービス費」という)を算定される者 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 二、九七〇単位
- (二) 共同生活介護サービス費(以下「経過的生活介護サービス費」という)を算定される者(三)に掲げる者を除く。 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一一、二六〇単位
- b 区分五に該当する者 八、五〇〇単位
- c 区分四に該当する者 六、八九〇単位
- d 区分三に該当する者 六、〇七〇単位

(三) 経過的生活介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 二、九七〇単位
行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
(一) 区分六に該当する者 二五、一五〇単位

- (一) 区分五に該当する者 一九、四一〇単位
- (二) 区分四に該当する者 一四、五八〇単位
- (三) 区分三に該当する者 一〇、七八〇単位
- (四) 障害児 一三、七五〇単位
- (2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く。
- (3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第6の1の児童デイサービス費(以下児童デイサービス費)という。を算定される者(4)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 一六、四四〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一三、六八〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 一〇、七〇〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 八、二九〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) 及び(二)に掲げる者以外のもの 一、七六〇単位
 - (二) (一)から(三)までに掲げる者 一、七六〇単位
 - (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(三)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 一〇、五〇〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、二九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、六八〇単位
 - d 区分三に該当する者 四、八六〇単位
- ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
 - (一) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまでに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く) 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数
 - (1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 一八、六八〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一二、九四〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 八、一一〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 四、三二〇単位
 - (2) 区分二に該当する者 二、九一〇単位
 - (3) 区分一に該当する者 七、二八〇単位
 - (二) 障害児 七、二八〇単位
 - (三) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。 一六、四四〇単位
 - (四) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 八、二九〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 五、五三〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 三、九二〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 一、一〇〇単位
- イ 重度障害者等包括支援を受けた者
- ロ 共同生活介護を受けた者

ハ 自立訓練を受けた者

ニ 共同生活援助を受けた者

ホ 旧法施設支援を受けた者

四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額を合計した額とする。

当該月のカーブス利用計画作成費の支給額(合計×当該月の補助率)÷カーブスの利用者(施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く)の数を乗じた数(その数が1未満の整数があるときはその整数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。)

別表

地域区分	掲げる甲地	掲げる乙地	割合
地域区分欄に掲げる甲地	千分の千三十六	千分の千十八	合
地域区分欄に掲げる乙地	千分の千十八	千分の千十八	

〇厚生労働省告示第五百三十一号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の規定に基づき、食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

〇厚生労働省告示第五百三十二号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

〇厚生労働省告示第五百三十三号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

〇厚生労働省告示第五百三十四号
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫